

【熊本城復旧基本計画】 「建造物等の復旧方針」 原則 p40 より

- 建造物は、原則として「地震直前の状態」に復旧することを基本とするが、耐震・耐風対策などの防災機能等についての検討を行う
 - ☞ 「重要文化財建造物」 <耐震対策> 石垣関連 より
- 建造物の基礎となる石垣を含め、重要文化財建造物の文化財的価値が損なわれることを防ぐとともに、来場者の安全確保を含め必要に応じた耐震性能の向上措置を図る

【熊本城復旧基本計画】 「被災石垣復旧の原則（石垣の復旧方針）」 p 39より

- 石垣は原則として「地震直前の状態」に復旧する
 - 石垣の解体範囲は必要最小限とする
 - 石垣等の復旧は伝統工法を基本とする
 - 安全確保と文化財価値の保全を両立する
 - 適切な文化財調査と成果の検討を行う
- ただし、以下の場合には「地震直前の状態」に復旧しないこともある
 - ①地震直前の状態が、既に安全上、危険な状況にあるなど、構造上の問題を有していた場合（例：ズレ・孕み出し等）
 - ②伝統的工法だけでは石垣を安全に公開することができないと判断される場合は、必要最小限の現代工法による構造補強を検討する
 - ③地震直前の状態が、明らかに後世の補修等によって、工法・素材などが変更され、文化財価値を低下させていた場合



重要文化財建造物下 石垣の基本方針（熊本市の目標）

- ・原則、重要文化財建造物は、文化財的価値が損なわれないように建造物として健全な状態に復旧し、震災直前の利活用（来場者の立入等）の状態に回復することを目指す。
ただし、文化財的に過度な補強・改造が必要であると判明した場合は各建造物で基本方針の変更を検討する
- ・重要文化財建造物下石垣は、平成28年熊本地震で崩壊および大きく変状し石垣解体修理を行う場合に対して、重文建造物および残存石垣を保護するために、**修理範囲内**で現代工法を含めた構造補強を検討する